平成２２年（フ）第２６３０号
福岡市城南区茶山６丁目16番65―302号
債務者　山本　和久
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６５６号
福岡県筑紫野市大字原716番地36
債務者　陶山美津子（旧姓池松）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７６４号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代748番地ボヌール新宮Ａ208号
債務者　松園　宗憲
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２７６５号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代748番地ボヌール新宮Ａ208号
債務者　原　　里美
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８５４号
福岡市博多区祇園町１番23―702号
債務者　田口　結花
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８９４号
福岡市南区長丘２丁目１番19号
債務者　嘉瀬　政則
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９８１号
福岡県福津市若木台５丁目16番地の11
債務者　沖　　和明
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９８９号
福岡県大野城市乙金１丁目12番９号
債務者　川上　　翼
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０５６号
福岡市博多区千代２丁目５番８―503号
債務者　野島　誓喜
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０８４号
福岡市中央区赤坂２丁目２番45―304号
債務者　徳永麻衣子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０８５号
福岡市博多区堅粕２丁目13番１―1402号
債務者　宮川　武子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３０８６号
福岡市南区老司４丁目16番３号
債務者　小嶋まゆみ（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１０６号
福岡市博多区美野島３丁目22番40号
債務者　鳴好　陽子（旧姓松崎）
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１３７号
福岡県古賀市久保1309番地２　ＪＧＭ千鳥タウンコートＴ棟402号
債務者　沖　　信吾
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１３８号
福岡県古賀市久保1309番地２　ＪＧＭ千鳥タウンコートＴ棟402号
債務者　沖　　悦子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１５３号
福岡県糟屋郡志免町桜丘４丁目５番２号
債務者　森本　孝一
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１５９号
福岡市南区大橋３丁目20番47号
債務者　番園　美和
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１６１号
福岡市中央区渡辺通３丁目10番26号
債務者　清水　攸子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部